



Title	セプールベダとラス・カサスの論争 : 『異論』と『反論』
Author(s)	染田, 秀藤
Citation	Estudios Hispánicos. 1979, 5, p. 113-130
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/93584">https://hdl.handle.net/11094/93584</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# セプールベダとラス・カサスの論争

## ——『異論』と『反論』——

染 田 秀 藤

### ——序——

1550年8月に開催されたバリャドリッド審議会におけるラス・カサスとセプールベダの議論は極めて複雑であった<sup>①</sup>。そのため審議官のひとりで、優れた神学者・法学者でもあったドミニコ会士ドミンゴ・デ・ソトが審議官全員の依頼を受けて、双方の論旨、わけてもセプールベダの説に反駁するラス・カサスの考えを客観的かつ簡潔に纏めた報告書（*Sumario* もしくは *Resumen*）を作成した。その報告書を受け取ったセプールベダはそこに挙げられているラス・カサスの12の論難に答えるべく小論を著した。所謂『12の異論』（以後『異論』と略す）12 *Objeciones* である<sup>②</sup>。この『異論』は写しが審議官全員に手渡され、審議官は双方の論旨を十分に検討し、6か月乃至7か月のちに各自の意見を発表することになった。こうして、第一回の審議会は終了し（1550年9月中旬）、審議官は全員、帰途につき、セプールベダは生地コルドバへ帰った<sup>③</sup>。一方、バリャドリッドの聖パウロ修道院に滞在したラス・カサス<sup>④</sup>は同年10月頃に同じくバリャドリッドで開催された、レパルティエメントの実施方法に関する会議に出席してエンコミエンダの恒久化に反対した<sup>⑤</sup>。また、彼は第二回のバリャドリッド審議会の開催される頃までに二篇の重要な論文を完成した。『イスパニア国王のインディアス支配権立証論』*Tratado comprobatorio del imperio soberano y principado universal que los reyes de Castilla y León tienen sobre las Indias*<sup>⑥</sup>と『新世界の住民を弁ずる書』*Adversus persecutores et calumniatores gentium novi ad oceanum reperti apologia*（以後 *Defensa* と略す）<sup>⑦</sup>である。さらに、ラス・カサスはセプールベダの『異論』を入手し、それに反駁する小論、『12の反論』（以後『反論』と略す）12 *Réplicas* を認め<sup>した</sup>た。第一回の審議会では、ラス・カサスは征服戦争を支持する人々を名指しせず<sup>した</sup>にその説に論難を加えたが、『反論』で

は随処でセプールベダを名指しして彼の説に激しい攻撃を浴びせた。ラス・カサスは『反論』を第二回の審議会に提出したが、取上げられなかったもようである。セプールベダはラス・カサスの『反論』に対し再反論する必要はないと考え、何も著わさなかった<sup>⑧</sup>。その第二回バリャドリード審議会が開催されたのは1551年4月中旬のことである<sup>⑨</sup>。

本稿の目的はセプールベダの『異論』とラス・カサスの『反論』の内容を検討して、双方の対立点を明らかにし、バリャドリード論戦の意味するところを考察することにある。

※ ※ ※

〔1〕偶像崇拜は戦争の正当原因にはならないとするラス・カサスの考えに対し、セプールベダは『第二法の手紙』を引用し<sup>⑩</sup>、異教を奉じ、かつ偶像を崇拜する他の民をユダヤ人は戦いによって服従させることができたと主張し、さらに聖キプリアヌスを引用して<sup>⑪</sup>、偶像崇拜に対する厳罰は自然の掟であると論じる<sup>⑫</sup>。これに対し、ラス・カサスは『第二法の手紙』にある“まず降伏をすすめよ…”という、約束の地以外に住む民に攻撃をしかける時の掟と約束の地に住む民（カナーン人等）に対する戦いを命じた掟との違いをセプールベダは考慮していないと述べ、神は約束の地に住む民に対し偶像崇拜の罪及びその他の罪ゆえに破滅を命じられたが、それは約束の地に住む民に対する特殊な掟であり、『出エジプト』から『マカベオ』に至る旧約聖書には、ユダヤ人が約束の地以外に住む民に、偶像崇拜と異教信仰を理由にして攻撃を加えたと述べる箇所は見当たらないと主張する。聖キプリアヌスの説に関しては、ラス・カサスは、信仰を受容したのちにそれを放棄して偶像を崇拜する時は死をもって罰せられると解釈すべきであると反論する<sup>⑬</sup>。

〔2〕『ルカによる聖福音書』第14章16～24句<sup>⑭</sup>の解釈をめぐる、セプールベダは、聖アウグスティヌス、聖グレゴリウスによれば、その比喩は“肉体的強制”を意味すると述べ<sup>⑮</sup>、一方ラス・カサスは、聖アウグスティヌスは異端に言及しているだけであると反論する<sup>⑯</sup>。

〔3〕肉体的強制は異端に対してのみ行使するというラス・カサスの考えに対し、セプールベダは、改宗は自発的な意志によるもので強制されるものではないとしつつも、聖グレゴリウス時代にゲナディオが行なった戦争を例にとって改宗化を容易に実現させる目的で行なわれる戦争は、正当で

あると主張し、さらに、聖グレゴリウスは異端のみならず異教徒に対する戦争にも言及していると論じる<sup>⑩</sup>。これに対し、ラス・カサスは、セプールベダが例証しているゲナディオの行なった戦争は教会からその土地を奪った好戦的異教徒（ヴァンダル族、北阿回教民）やキリスト教徒を墮落させる異端（アリウス派等）に対するものであり、偶像崇拜を理由に行なわれたのではないと反論する。また、ラス・カサスは、コンスタンティヌス帝が制定した偶像崇拜禁止令に言及し、その禁令は帝国の臣下を対象としているのであると主張する<sup>⑪</sup>。

〔4〕偶像崇拜を廃棄させるため、キリスト教君主に異教徒との戦争を勧告したローマ教皇はひとりもないとするラス・カサスの説に対して、セプールベダは“異教徒の宗教的な習慣は決して容認されるべきではない”というトマス・アキナスの理論<sup>⑫</sup>を根拠に、聖グレゴリウスがゲナディオに異教徒との戦いを勧告したのは説教を容易に実行できるようにするためであり、そのためには偶像崇拜を廃棄させなければならなかったと論じる。伝道師を殺害したり、既改宗者を強制的に元の邪教へ帰信させたり、偶像崇拜によって神を冒瀆したりする異教徒に対しては、信仰の妨げとなるような行為を強制的に禁止できると言う。トマスを引用して<sup>⑬</sup>、セプールベダは、信仰を強制するためでなく、信仰の妨げとならないようにする目的で、キリスト教徒は異教徒に戦いを行なえると主張する。さらに、コンスタンティヌス帝の禁令もゲナディオの行なった戦争も、その目的は異教徒の救霊と匡正にあると論じる<sup>⑭</sup>。

一方、ラス・カサスは、セプールベダの引用するトマスの説は帝国の臣下である異教徒の行為に言及したもので、しかもそれには“異教徒につまづきや死、破滅をもたらさず、かつ彼らの改宗を妨げないようにすべき”<sup>⑮</sup>という条件がつけられていると反駁する。現実に信仰を妨げるものとして、ラス・カサスは①冒瀆、②信仰の放棄を説得すること及び③公然たる迫害の三つを挙げ、②と③はインディオには該当しないと言明し、さらに偶像崇拜を冒瀆とみなすのは誤りであると主張する。キリスト教を受け入れたことのない異教徒の偶像崇拜はいかなる人間によっても裁かれれないと言い、教会が処罰したのは故意に信仰を中傷し、教会を罵詈雑言する異教徒（北阿回教民、トルコ人）であって、トマスが言及しているのはそうした異教徒の偶像崇拜であると述べる。すなわち、ラス・カサスは、あらゆる冒瀆

に起因する異教徒との戦いをトマスは正当化しているわけではないと反論し、セプールベダのトマス解釈は誤っていると断言する<sup>23</sup>。

〔5〕ローマ教皇は異教徒に対し管轄権を有さないとするラス・カサスの説に対して、セプールベダは『コリント人への前の手紙』にあるパウロの言葉<sup>24</sup>を、自発的に服従しない異教徒の邪習を処罰するのは使徒に相応しい役目ではないという意味に解すべきであると主張する。ローマ教皇は全世界のすべての異教徒に福音を宣べ伝える権力を有し、その権力は主として霊的な事柄に係わるものであるが、霊的な目的（改宗化＝救霊）に秩序づけられる限りにおいて俗的な事柄にも係わると言い、この点では所謂“中間の道”の立場を採る<sup>25</sup>。さらに、セプールベダは、あらゆる行為で重要なものはその目的であって、目的に秩序づけられるものはすべて副次的な意味しか有さないとし、目的は手段を正当化するという立場から救霊のための戦争を正当化する<sup>26</sup>。これに対し、ラス・カサスは、すでに自著 *Defensa* において、教会には信仰を受け入れなかった異教徒の行なう偶像崇拜及びその他の罪を処罰する所謂強制的管轄権がないことを詳細に論証した<sup>27</sup>と述べる。そして、セプールベダが引用する、“目的の達成を委ねられている人はその目的にさし向けられるあらゆることを裁量すべきである”<sup>28</sup>というトマスの説に言及し、それは“目的にさし向けられることがその目的と調和し、その目的の達成を実現させるものであるという条件において”正しい説であると主張する<sup>29</sup>。こうして、ラス・カサスは手段と目的の調和を重視する。

〔6〕キリストがペテロに全世界に対する権力を与えなかったのは、キリストのその権力が“現実的” *en actu* なものでなく“可能的” *en potencia* なものであったから、とラス・カサスは主張しているとして、セプールベダはキリストに与えられた権力は全世界の羊を養い、治めるものであり、キリストはその権力を自らの代理人ペテロに委ねたと論じる。『ヨハネによる聖福音書』第10章を引用して<sup>31</sup>、セプールベダは主の羊にはキリスト教徒のみならず異教徒も含まれるから、キリストの代理者、ローマ教皇は全世界における管轄権を有すると主張する<sup>32</sup>。すなわち、彼は教皇の管轄権に関してここでは“中間の道”を放棄しているのである<sup>33</sup>。セプールベダのこの解釈に対して、ラス・カサスは自説が曲解されていると述べ、自分が言っているのはこれまで一度もキリストの信仰を受け入れたことのない異教徒は教会の権限外にいるということだと論じる。彼は、キリスト教徒・

異教徒を問わず、キリストが万人に対して“現実的”な権力・管轄権を有していたのを否定していない。彼が否定したのは、信仰を受け入れたことのない異教徒に対し自然の掟を守らせ、福音を説くために、キリストが父なる神より与えられた権力をたえず行使するという考えである。ラス・カサスによれば、その権力は、異教徒が改宗するか、現世が終末を迎えるまでは行使されないのである。つまり、キリストは“可能的に”その権力を保有しているのであり、信仰を受け入れたことがなく、自己の土地に平和に、また信仰を妨げることなく暮している異教徒を処罰する権力をペテロや教会に与えていない。こうして、ラス・カサスは管轄権を強制的なものと自発的なものとの区別し、インディオに対して強制的管轄権は行使されないと論じる<sup>34</sup>。

〔7〕偶像を崇拜し自然の法を守らない人々に対して戦争を仕掛け、処罰できるのは、彼らがキリスト教徒の土地を占領したり、神を冒瀆したり、信仰の妨げをしたりする場合のみであるとするラス・カサスに対し、セプールベダは、それは教会法博士の考えに反すると言ひ、トマスに依拠してそれ自体邪教で冒瀆を意味する偶像崇拜は戦争の正当原因になると主張する<sup>35</sup>。一方、ラス・カサスは、教会法博士が述べているのはインディオのように平和に自らの土地で暮し、神学者のいう“完全なる不知” *pure negativa* によって異教を奉じている人々についてではないと反論し<sup>36</sup>、インディオとの経験に照らして、キリストの定めた掟に従って布教を行なえば、偶像崇拜やその他の邪習は消滅してしまうと言う<sup>37</sup>。

〔8〕インディオは蛮人でないから思慮分別に優れた人々への服従を強制されないとするラス・カサスの主張に対して、セプールベダは、インディオは悪習に染まっており、しかもその悪習を公に認めているから、正しく蛮人であると言ひ<sup>38</sup>、インディオの能力の欠如や邪習の論拠としてゴンサーロ・フェルナンデス・デ・オビエードの報告を用いる<sup>39</sup>。これに対し、ラス・カサスは、インディオは *Defensa* で述べた第二番目の蛮人であり、イスパニア人の祖先もその種の蛮人であったと論じ<sup>40</sup>、インディオの才能を高く評価する。さらに、彼は、セプールベダが論拠としたオビエードの作品を偽りだらけの忌まわしいものだと断定し、オビエードをインディオの略奪者の一味であると厳しく非難する<sup>41</sup>。

〔9〕戦争は改宗化の援助となるよりも妨げになるというラス・カサスに

対して、セプールベダは聖アウグスティヌスを引用して、狂人は自分を治癒する医者をも憎み、悪童は自分を懲らしめる教師を嫌悪するが、だからといって、医者や教師が彼らにとり有益でないことにはならないと論じる。そして、戦争は改宗化のためではなく、蛮人を服従させ、説教の道を安全にするために行なわれるものだと主張し、説教は兵士によるのではなく、正廉潔白な聖職者により穏和に行なわれるべきだと述べる<sup>42</sup>。一方、ラス・カサスは、インディオは聖アウグスティヌスの言うような頑迷妄執な異端ではないと述べ、異端はすでに洗礼を受けて教会の臣下となっているので、彼らを強制的に信仰へ立ち戻らせることはできるが、インディオは優しく、平和に信仰へ導かれるべきだと論じる。セプールベダは聖アウグスティヌスが異教徒にも言及していると主張するが、ラス・カサスによれば、聖アウグスティヌスの原文には“infideles”という言葉はない。ラス・カサスは、聖アウグスティヌスが言及しているのは北アフリカに弘まった異端のドナトゥス派であり、異教徒ではないと反論する<sup>43</sup>。

[10] 異教徒に対し強制的に説教を聞かすことはできないというラス・カサスに対し、セプールベダは、それは偽りの考えで、ローマ教皇は自ら、もしくは他者を通じて全世界に福音を宣べ伝える権力と義務を負っていると論じ、それは伝道師の説教が聞かれなければ達成されないと主張する。従って、ローマ教皇は強制的に福音を聞かせる権力を有すると述べる<sup>44</sup>。ローマ教皇の布教権に関しては、ラス・カサスもセプールベダと同意見であるが、ラス・カサスは、キリストは使徒を派遣する時、福音に耳を傾けようとしない人々に力を行行使するのを命じたのではなく、足元の塵を払ってその場を静かに立ち去るよう命じたと言い（『マタイによる聖福音書』第10章）、その人々の罪は最後の審判の日まで留保されると論じる。さらに、教会は故意に信仰を妨げるような事を排除する権力を有するが、それは強制的に説教を聞かせる権力とは同一ではないと主張し、ローマ教皇にはそのような権力はないと反論する<sup>45</sup>。

[11] 人身犠牲などで生贄に捧げられる罪のない人々を救う戦争は正しいが、二つの悪が生起する場合は最小悪が許容されるべきであるというラス・カサスの考えに対し、セプールベダはラス・カサスが計算間違いをしていると言う。セプールベダによれば、ヌエバ・エスパーニャにおいては毎年二万人以上の罪のないインディオが犠牲として生命を奪われた。従って征

服後30年経ているから、総計60万人が死亡したことになる。他方、征服戦争によって死んだインディオは年間2万人を越えていないと述べる。セプールベダは、民の同意のもとに人身犠牲が行なわれている国や町では、民全員が罪人であると述べ、それゆえ、無罪の人々を助ける目的で行なわれる戦争においては、戦争によって生起する悪より、戦争によって回避される悪の方がはるかに大きいと論じる。すなわち、戦争によって死ぬインディオの数よりもはるかに多くの、改宗の見込みのあるインディオの魂が救われるのである。さらに、セプールベダは、人身犠牲を不知によるものと弁解するラス・カサスの考えをキリスト教徒の間では認められないものであると反論する<sup>46</sup>。

一方、ラス・カサスは、ヌエバ・エスパーニャにおいては毎年2万人どころか100人も50人も犠牲に捧げられていないと言い、それに引き換え、イスパニア人の虐待や蛮行によって2000万人のインディオが救霊をえることなく死んだと反論する<sup>47</sup>。彼は人身犠牲を不知や蓋然的過誤による行為とみなし、神に対しては弁明しえないが、人間によって裁かれる行為ではないと論じる<sup>48</sup>。また、神（それが偽りの神であることを知らず）に生贄を捧げるのが自然の法に反しているということは容易に立証できないと主張する。罪人にも無罪の人にも悪をなし害を加えるのは殆どすべての戦争に共通することであるというセプールベダの説に対し、ラス・カサスは、正当戦争において無罪の者を殺しても罪とならないのは、それが偶然的 *per accidens* な経験であるからだと言う。そして、もし勝利をえるのにある要塞を攻撃する必要がない時、わけてもそこに無罪の人々がいるのが判明している場合、要塞を攻撃して彼らを殺害すれば、それはもはや偶然によるのではなく、必然的な結果であると論じ、従って攻撃を命じた君主やそれを実行した者は重罪を犯すことになり、損害賠償義務を負うと主張する。さらに、攻撃の必要のない時に攻撃をすれば、不正な戦いとなり、無罪の人のみならず罪人を殺害するのも罪となると述べ、インディアスはその例に該当すると言う。神はアブラハムがその子イザアクを犠牲にするのを承諾しなかったとするセプールベダの説に対し、ラス・カサスは、神がアブラハムにイザアクを殺すのを認めなかったのは神のかぎりない慈愛とイザアクに対する憐れみからであって、殺すべきでないという理由からではないと反論する。福音を宣べ伝える人が徳高いキリスト教的生活を送ってい

る人物で、しかも压制者を同行しないという場合以外、異教徒、とくにインディオには“信じない者は罰せられる”という言葉は適用されえないと論じる<sup>49</sup>。

[12] ローマ教皇アレクサンダー六世の大勅書の意図はインディオに福音を説き、彼らの改宗後、イスパニア国王に臣従させることにあるというラス・カサスに対して、セプールベダは、大勅書は先ずインディオをイスパニア国王に服従させてから福音を説くよう命じていると主張する。また、セプールベダはパウルス三世の大勅書 *Sublime Deus*<sup>50</sup> に言及し、それは君主の承認を得ずにインディオを奴隷化したり虐待したりする人々を対象に発布されたものであると論じる。さらに、もしインディオを服従させるべきではないとすれば、自己の費用でインディアスに赴いて説教の道を安全にするような奇特的なイスパニア人はいないし、イスパニア国王も国内の必要事に出費がかさみ派遣費用を負担できない。仮令国王がそれを負担しても、インディアスへ赴く人はいないと言い、イスパニア人がインディアスという遠方への危険な航海に身をさらし、その費用を負担するのはひとえに金・銀鉱山の採掘や服従後のインディオの助けによって利益が得られるからだと述べる。従って、すべての費用をインディオが負担すべきであるとすれば、戦争によって彼らを服従させる以外に方法はないと結論する<sup>51</sup>。

一方、ラス・カサスは、教皇はカトリック両王の報告よりインディオが平和な民であるのを知っていたし、大勅書において正廉潔白な、神を畏怖する人物をインディアスへ派遣するよう命じているのであるから、教皇が残忍な征服を認める筈がないと主張する。ラス・カサスは1493年5月29日付のコロン宛での訓令<sup>52</sup> やイサベル女王の遺言を引用し、国王はインディオの改宗化を第一の使命とみなしていたと論じる。それゆえ、イスパニア人が3000レグワ以上の土地でこれまでに行ってきたことは〈国王の承認を得ていない不正な行為〉であると結論する。ラス・カサスによれば、セプールベダは信仰を受容させる以前にインディオを服従させることと、彼らが自発的に信仰を受け入れたのちに彼らを服従させることとを同一に論じている。つまり、ラス・カサスは信仰弘布の掟と信仰維持の掟とは異なる<sup>53</sup> と述べ、後者は前者よりはるかに厳しい掟であると言う<sup>53</sup>。そして、インディオには当てはまらないが、と前置きして、もし異教徒が改宗したのちもキリスト教君主を至高の支配者として認めなかったり、服従を拒否したりしても、彼らが信仰を保持し正義を守っているかぎり、彼らに戦いを行なう

ことはできないと主張する。彼らの意志に反して君主を定めるのは不正邪悪であるからである<sup>54</sup>。それゆえ、インディアスに至上の支配権を確立するために国王がなすべきことは、平和で優しく愛情深いキリスト教的方法に従ってインディオの心と意志を獲得することであり、そうすれば、経験上明らかかなように、インディオは両手をあげて国王に臣従すると論じる。

以上、簡単にセプールベダとラス・カサスの論旨をみてきた。インディオの文化的能力・性格に関する論戦を除けば、両者の論争は極めて神学的であると言えよう。また、それは事実審議官を戸惑わせるほど、双方がそれぞれ博覧強記ぶりを発揮した論戦であった<sup>55</sup>。第二回の審議会は1551年1月に開催される予定であったが、王室は論戦の内容を正確に理解するのにいましばらくの時間的余裕が必要だろうと判断し、また四旬節が近いこともあって、開催を4月中旬へ延期する決定を下した<sup>56</sup>。一方、ドミンゴ・デ・ソト及びバルトロメー・カランサ—— 第一回審議会の審議官—— は第二回審議会への出席に余り積極的ではなかった<sup>57</sup>。それは、彼らが他に重要な任務に携っていたからだけではなく、ラス・カサスとセプールベダの論戦が審議会開催の目的から外れて過去の征服戦争の是非をめぐる神学論争に終始したことにも起因すると言えよう。

第二回審議会の開会に先立ち、セプールベダは文書を提出し、ドミニコ会士以外の神学者の参加を要請した<sup>58</sup>。また、同文書で、彼は4つの理由を挙げてアレクサンダー六世の贈与大勅書がイスパニア国王及びその後継者に、先ずインディオを征服し、しかるのちにキリスト教へ改宗させる使命を与えたものであると論じた<sup>59</sup>。しかし、新しく審議会にドミニコ会士以外の神学者は招請されなかった。新しく審議官に任命されたのはゴンサーロ・ピサーロの反乱征圧に功を挙げて帰国したばかりのペドロ・デ・ラ・ガスカで、一方、セプールベダの論敵のひとり、メルチョール・カノはトリエント公会議への出席を理由に審議会を欠席した<sup>60</sup>。

第二回審議会に関しては、セプールベダの報告以外に、その審議状況を伝える史料は現存していない<sup>61</sup>。信憑性の点で、セプールベダの報告を客観的な史料とみなすことはできない。なぜなら、彼は第二回審議会には発言権者として参加していないし、過去に数々の牽強付会的な文書を認めているからである。いずれにせよ、他に史料がないので、セプールベダの報告

をもとに第二回審議会の模様を簡単に追ってみよう。

審議会では、先ずフランシスコ会士ベルナルディーノ・デ・アレバロがセプールベダの説を支持する意見を述べ、その後セプールベダが審議官の許可を得て、征服戦争の正当性及びアレクサンダー六世とパウルス三世の大勅書に関する自説を弁じた。しかし、神学者たちはこの問題で彼と議論するのを拒否した。それは、セプールベダによれば、神学者たちが以前支持していたラス・カサスらの考えに疑惑を抱きはじめた証拠であった。審議官の中で法学者は全員、“偶像崇拜を廃止し、自然の法を遵守させるための戦争”を正当とみなした。他方、審議会に参加した二名のドミニコ会士のうち、ひとりにはセプールベダの説に激しく反対し、いまひとは意見を發表しなかった。セプールベダは名前を明示していないが、前者がドミンゴ・デ・ソト、後者がバルトロメー・カランサであるのは明白である<sup>62</sup>。結局、セプールベダによると、神学者ひとりを除いて、審議官全員が彼の説を支持した<sup>63</sup>。一方、ラス・カサスは次のように審議会の結果を述べている。「夥しい議論ののち、審議官は、俗に征服と呼ばれる遠征は不正で非合法で邪悪であると決議し、従って以後全面的に禁止する旨決定した。レパルティミエントという名の割当て制度に関しては、何も決定されなかった。ペルーの諸地方で数名の压制者が未だ反乱をつづけ、また他の地域も同様に騒然としていたからである<sup>64</sup>」と。このように、審議会の結果に関しては、双方ともに自己の勝利を主張しているが、現存する史料からはいづれとも判断できない。審議官は私見をまとめて報告するよう命じられていたが、そのうちで現存するのはアナーヤ博士の意見書だけで、メルチョール・カノは1557年になっても意見書を提出していなかった<sup>65</sup>。いずれにしても、別稿で論じたように<sup>66</sup>、バリャドリード審議会の目的はラス・カサスとセプールベダの論争に決着をつけることではなかった。結局、審議会は結論を出さなかったし、ラス・カサスが主張した、過去の征服戦争の無効説も、セプールベダが求めた、征服及びインディオ奴隷化禁止に関する「新法」の各条項の撤廃案も採用されなかった<sup>67</sup>。論戦の発端ともなったセプールベダの『第二のデモクラテス』は19世紀末まで日の目を見なかった<sup>68</sup>。だからと言って、セプールベダの説が審議会において否定されたとは言えない。“十字軍時代のキリスト教的帝国主義の実例”といわれるオスティエンシスの理論<sup>69</sup>を踏襲してローマ教皇の俗権を主張するセプールベダの説はサラマ

ンカ学派に否定されたものの、教会法学者たちの支持を得ていたのである<sup>70</sup>。ただ審議会以後の王室の対インディアス政策を検討すれば<sup>71</sup>、ラス・カサス、ソト、ビトリア等の説が広く採用されたのは事実である。しかし既述したように、ラス・カサスの主張がビトリアらサラマンカ学派の説と完全に一致していたわけではない。ラス・カサスとセプールベダの論戦は理論闘争として審議会以後も、また双方が歿したのちも、数多くの神学者・法学者によって受け継がれていく<sup>72</sup>。従って、この論戦をラス・カサスの人道主義とセプールベダの人文主義の争いにすぎないとみるメネンデス・ピダールの説<sup>73</sup>は余りにも短絡的である。アンリ・ボーデのように<sup>74</sup>、バリャドリード論戦をラス・カサスらの理想主義とセプールベダらの現実主義の対立と解釈することも可能であろう。しかし、すべての面で、わけても宗教的に激しい動揺期であった16世紀という時代に位置づけてみた場合、バリャドリード論戦は従来のキリスト教的価値観の普遍性をめぐって行なわれた重要な出来事であったと言えよう。

## 註)

1. 第一回バリャドリード審議会におけるラス・カサスとセプールベダの論戦については、拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス～生涯と作品～(5)―セプールベダとの論争―」大阪外国語大学学報第43号 1979年で詳しく論じる。
2. *Proposiciones temerarias, escandalosas y heréticas que notó el doctor Sepúlveda en el libro de la Conquista de Indias, que Fray Bartolomé de las Casas, obispo que fué de Chiapa, hizo imprimir "sin licencia" en Sevilla, año de 1552* (Antonio María Fabié, *Vida y escritos de don Fay Bartolomé de Las Casas, obispo de Chiapas*, Madrid. 1879. II. Apéndice XXV. pp. 543-567. 所収 p. 546.)
3. *Loc. cit.*
4. Manuel María Martínez, *Fray Bartolomé de Las Casas, "Padre de América" Estudio biográfico-crítico*. Madrid. 1958. p. 293. その後、正式には1552年7月22日、特別な許可を得て、バリャドリードの聖グレゴリウス修道院に居を定めることになる(参照: Narcisco Alonso Cortés, "Fray Bartolomé de Las Casas en Valladolid" *Sumandos Biográficos*, Valladolid. 1939. pp. 45-53.)
5. Bernal Díaz del Castillo, *Historia verdadera de la Conquista de la Nueva España*, México. 1968. Cap. CCXI. pp. 542-544. この会議では、エンコミエンダの恒久化の是非が論じられたらしい。インディアス枢機会議員とラス・カサス以外にミチョアカンの司教バスコ・デ・キローガ、ペルーより帰国

したばかりのペドロ・デ・ラ・ガスカ、コンキスタドールを代表してベルナル・ディアス等が参加した。エンコミエンダの恒久化に関するキローガとラス・カサスの意見の対立については、Marcel Bataillon, “Vasco de Quiroga et Bartolomé de Las Casas” *Revista de Historia de América*, México. 1952. Núm. 33. junio. pp. 83-95. を参照。

6. 拙稿前掲論文「バルトロメー・デ・ラス・カサス……(5)」を参照。
7. これまで多くの史家は *Defensa* をラス・カサスが第一回バリャドリッド審議会において朗読した論文とみなしてきた。しかし、1974~75年にかけて、Angel Losada による西語版及び Stafford Poole, C.M. による英語版が出版されるに及んで、従来の説に疑問が投げかけられた。最近相次いで二つの論文が発表された。Isacio Pérez Fernández, “Dos Apologías de Las Casas contra Sepúlveda: la « Apología en romance » y la « Apología en latín »” (*Studium*. XVII.1977 pp.137-160.) と Silvio Zavala, “Aspectos formales de la controversia entre Sepúlveda y Las Casas, en Valladolid, a mediados del siglo XVI” (*Cuadernos Americanos*, México, mayo-junio-1977. Año XXXVI. vol. CCXII. No. 3. pp. 137-162.) である。イサシオ・ペレスは現在発見されていないイスパニア語による *Apologia* が第一回審議会で朗読されたことを主張し、サバーラはイサシオ・ペレスと同じく *Defensa* は審議会で朗読された文書でなく、のちに編纂された作品であるとしながらも、その一部が利用されたと論じる。ソトによる要約と *Defensa* の内容とがくい違っているので（先ず論証の順序が異なっているし、又蛮人の区別についても、ソトによる要約によればラス・カサスは三種類したが、*Defensa* では四つに分類している）。第一回審議会の際に *Defensa* が完成していて、それが朗読されたことはありえない。しかし、ラス・カサスは『反論』の中で随処で *Apologia* に言及し、第11番目の反論では、“それらの〔理由〕については、*Apologia* で詳しく論じたし、大勢の神学者や学識者の前の読み上げた” (“Las cuales [razones] se pusieron en nuestra *Apologia* a la larga. y se leyeron en presencia de muchos teólogos y letrados.”) と述べている。ここで、ラス・カサスの言及している *Apologia* が *Defensa* かどうか判然としない。しかし、第9番目の反論の末尾で、セプールベダに対し “私の *Apologia* を読んで下さい。そうすれば、貴殿の虚偽の訴えに対しことごとく詳細に答えているのがお判りいただけるでしょう” (“Lea el reverendo doctor mi *Apologia* y hallará ertar respondido a todas sus calunias prolijamente.”) と述べていること、及び第12の反論で、セプールベダの著作 *Apologia* (ラテン語) がローマで印刷されたことを非難していることから推量すると *Defensa* はセプールベダの *Apologia* (ラテン語) を入手してから完成されたと考えられる。従って、サバーラの主張するように、*Defensa* の一部が審議会で朗読されたことはありうる。
8. *Proposiciones temerarias* ... p. 546.
9. Carta de la reina doña María de 16 de enero de 1551. Archivo de Indias *Indiferente general*, 139-1-10. lib. 22. fol. 256V. (Cit. por Fr. Vicente Beltrán Heredia, “El Maestro Domingo de Soto en la controversia de Las

Casas con Sepúlveda” *Ciencia Tomista*, Salamanca. marzo-abril-1932. Año XXIV. Núm. CXXXIV. pp. 177-193. 178.)

10. *Deuteronomium*, 20:10-16 “あなたが攻略するために、ひとつの町に近づいたら、まず降伏をすすめよ。降伏して門をひらけば、そこに住む人々はみなあなたのために働く義務をおい、あなたのどれいとなる。しかし、反対に、降伏することをこぼみ、あなたと開戦すれば、あなたはその町を包囲し、あなたの神である主が、それをあなたの手になたすであろう。そうすれば、男をみな、つるぎでうち殺し女と子どもと家畜、つまり、町にあるものはぜんぶ、その分取り品ぜんぶ、自分のために取ればよい。あなたの神である主が、あたえてくださる敵からの分取り品を、自分のものにせよ、あなたからひじょうに遠い町、すなわち、以下の民々の中にはいない。すべての町にたいして、そうせよ。しかし、あなたの神である主が、遺産としてあたえようとしておられる、以下の民々のすべての町のばあいに限っては、ひとりも生かしてはいけない…” (バルバロ訳による)
11. “quod si ante adventum Christi circa deum colendum et idola spernenda hec precepta servata sunt, quanto magis post adventum Christi sunt servanda.” (キリストの降臨以前、神への信仰及び偶像忌避に関する戒律が遵守されていたから、キリスト降臨以前は尚更それらの戒律は守られねばならない)
12. *Primera objeción* p. 309a-b. (BAE. CX)
13. *Primera réplica* pp. 319b-322b. (BAE. CX)
14. 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス～生涯と作品～(4)——セプールベダとの出会い——」大阪外国語大学学報第40号 1978年、註(69)参照。
15. *Segunda objeción* pp. 309b-310a.
16. *Segunda réplica* p. 322b.
17. *Tercera objeción* p. 310a-b.
18. *Tercera, réplica* pp. 322b-324a.
19. Santo Tomás, “ritus infidelium non sunt alicuater tollerandi. Quamvis aliquando fuerint ab eclessia tollerati, quando erat magna multitudo infidelium, id est antequam essent principes christiani qui cogere possent.” 2.<sup>a</sup> 2.<sup>e</sup> questione 10, arti 11.)
20. *Ibid.* “frequenter Christi fideles contra infideles bellum movent, non quidem ut eos ad credendum cogant, sed ut compellant ne fidem impèdiant”
21. *Cuarta objeción* pp. 310b-311b.
22. Santo Tomás, “Ritus infidelium non sunt aliquo modo tollerandi, nisi forte ad aliquod malum vitandum scilicet ad vitandum scandalum vel decidium quod ex hoc posset provenire, vel impedimentum salutis eorum, qui paulatim sic tollerati converterentur ad fidem …”
23. *Cuarta réplica* pp. 324a-326a.
24. “外の人々を裁くことが私と何の関わりがあろう。あなたが裁くのも内の人々だけではないのか。外の人々は神が裁かれる…” (バルバロ訳による)

25. この点では、セプールベダとラス・カサスの考えは基本的に致している。
26. *Quinta objeción* pp. 311b-312b.
27. Las Casas, *Defensa* Edición de Angel Losada. Madrid. 1975. Caps. VIII-XI. pp. 158-177. 新約聖書, 聖ヒエロニムス, 聖アウグスティヌス, 教会法トマス・アクィナス, ローマ法などを典拠にして10の理由を挙げて自説を論証している。
28. Santo Tomás, “potestad ad quam pertinet finis debet de his que pertinent ad finem disponere.” (2.<sup>a</sup>2.<sup>e</sup>, q. 40. ar.2 ad.3)
29. “in quantum ea que sunt ad finem proportionant fini, et ad finis consecutionem conducunt vel sunt utilia. Que vero sunt impeditiva vel etiam retardativa et longe potius si sunt destructiva finis, reiciunt procul tanquam perniciososa et inimica fini.”
30. *Quinta réplica* pp. 326a-b.
31. “私はよい牧者で、自分の羊を知っており、私の羊もまた私を知っている... 私にはこの柵内にいないほかの羊もある。私はそれらも連れていかねばならない” (バルバロ訳による) 前者がキリスト教徒, 後者が異教徒を指すと述べる。
32. *Sexta objeción* pp. 312b-314a.  
註22. の Santo Tomás の意見に言及して、セプールベダは、異教徒の方がキリスト教徒よりも数が多く、力も大きかった時には、キリスト教徒はつまずきや危険をさけるために、偶像を破壊しなかったとし、トマスの考えはそういう意味であると解釈する。
33. これはセプールベダの理論的誤りである。(Teodoro Andrés Marcos, *Introducción a Demócrates Segundo*, Madrid. 1951. XXXIX.)
34. *Sexta réplica* pp. 326b-328a. ローマ教皇の管轄権については, *Tratado comprobatorio* で詳しく論じられている。(参照・前掲論文拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス～生涯と作品～(5)」)
35. *Séptima objeción* p. 314a.
36. つまり, 教会法博士 (例えばインノケンチウス四世) が言及しているのは, トルコ人や北阿回教民のことであると論じる。彼ら教会法博士が生きた時代には, 異教徒とはユダヤ教徒であって, インディオのような“pure negativa”による異教徒ではなかった。この点については *Defensa* で詳しく論じられている。(Caps. XVI-XXV. pp. 197-237)
37. *Séptima réplica* p. 328a-b.
38. この点でも明らかなように, セプールベダは自己の理念を個人に適用しているのではなく, 人種, 国家, 集団に適用している。しかし, だからと言え彼が人種主義者であるとは言えない。ケラルト = モレーノが指摘しているとうり, セプールベダは文化の伝達可能性を否定しているわけではないからである (Ramón Jesús Queraltó-Moreno, *El Pensamiento Filosófico-Poético de Bartolomé de Las Casas*, Sevilla.1976. p. 140.)
39. *Octava objeción* p. 314a.
40. 自分の意志を伝えるための文字を有さない人々のことで, かつてのイギリス

人のような者。ラス・カサスは、ここでいう蛮人とは絶対的なものでなく、偶然的なものであり、ギリシア人がローマ人が自民族以外の人々を蛮人と呼んだような意味しかもたないという (*Defensa*. Cap. II pp. 126-130). 尚、ソトの要約によれば、ラス・カサスは第一回の審議会では蛮人を三種類に分けたが、*Defensa* では4種類に分類した。

41. *Octava réplica* pp. 328b-329b. オビエードの作品とは *Histonia general y natural de las Indias* で、1535年9月に第1部19巻が刊行された (Francisco Esteve Barba, *Historiografía Indiana*. Madrid. 1964. pp. 59-75.) オビエードとラス・カサスは早くからインディアスの植民化案をめぐる対立していた。両者の対立については、Enrique Otte, “Un episodio desconocido de la vida de los cronistas de Indias, Bartolomé de Las Casas y Gonzalo Fernández de Oviedo” *Ibero-Amerikanisches Archiv*, Neue Folge Jahrgang 3 Heft 2-1977. Berlin. pp. 123-133. 参照。
42. *Nona objeción* p. 314b.
43. *Nona réplica* pp. 329b-331b.
44. *Décima objeción* p. 314b.
45. *Décima réplica* pp. 331b-333b. この点では、ラス・カサスはビトリアらサラマンカ学派と意見を異にする。聖書にもとづいて、信仰を力によって強制するあらゆる方法を拒否するラス・カサスに対してビトリアは、インディオが福音の伝道を妨げた場合“福音を説く機会と安全が確実にえられるまで戦争に応じ、又はそれを始めることもできる”と言う。(Francisco de Vitoria, *Obras Biblioteca de Autores Cristianos*. 198. Madrid. 1960. “*De indis recen-ter inventis relectio prior*” p. 717.) 尚、我国におけるビトリア理論の最初の紹介者である伊藤不二男氏は、バリャドリッド論戦の折、ラス・カサスもセプールベダもビトリアの学説に依拠して理論展開したといわれているが、これは甚だ実証性に欠ける主張である (『ビトリアの国際法理論—国際法学説史の研究—』有斐閣、昭和40年 24頁) セプールベダがビトリアを引用したのは、ラテン語の *Apologia* で僅か1回 (Cap. XXX) であり、ラス・カサスが *Defensa* でビトリアの権威を引用するのは4回ぐらいで、その中では、ビトリアを非難している個所もある (Cap. 56)。セプールベダの説もラス・カサスの説もある点ではビトリアの理論と一致するが、むしろ両者ともに、わけてもトマス・アキナスの説に準拠して論戦を展開したと言うべきであろう。
46. *Undécima objeción*. pp. 315a-316a. ここでも、セプールベダは偶像崇拜を自然に反する罪の中で最も重いものだと主張し、自然の法を知らないことはいかなる人をも弁解させないと言う。セプールベダは、博学で徳高く思慮分別にたけた人々が自然によって正しいところのことを決定するというアリストテレス的立場を採りつつ、自然法とは理性的生物の中に永遠なる法によって刻印されたものであると述べ、理論的矛盾を犯している (参照: Manuel García-Pelayo, *Estudio en Tratado sobre las justas causas de la guerra contra los indios*. México, 1941. pp. 7-14.)
47. ベルナル・ディアスの報告はセプールベダの説に有利である。 “Quiero

- comenzar a decir de los sacrificios que hallamos por las tierras y provincias que conquistamos, las cuales estaban llenas de sacrificios y maldades, porque mataban en cada un año, solamente en México y ciertos pueblos que están en la laguna, sus vecinos, según se halló por cuenta que de ello hicieron religiosos franciscos ... que fueron los franciscos muy buenos religiosos y de santa doctrina, y hallaron sobre dos mil personas chicas y grandes; pues en otras provincias, a esta cuenta mucho más serían; ... ” (Bernal Díaz del Castillo, *op. cit.*, Cap. CCVIII p.534.)
48. ここで、ラス・カサスは神が人身犠牲を行なう人々をどのように裁かれるかは知らないと言い、神の裁きは測り知れないという大胆な主張を述べている。(参照：Pérez de Tudela B., “Significado histórico de la vida y escritos del Padre Las Casas” B.A.E. CX 所収 Madrid. 1957. p. CLXXIV.)
49. *Undécima réplica* pp. 333b-338a.
50. 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス...(1)」『サピエンチア』英知大学論叢 第9号 昭和50年, pp. 137-156. 150-153.
51. *Duodécima objeción* pp. 316a-318a.
52. “... por ende sus Altezas, deseando que nuestra Santa Fe Católica sea aumentada e acrescentada, manden e encargan al dicho Almirante, Visorrey, e Gobernador, que por todas las vías e maneras que pudiere procure e trabaje atraer a los moradores de las dichas islas e tierra firme, a que se conviertan a nuestra Santa Fe Católica ...” (Martín Fernández de Navarrete, *Colección de los viajes y descubrimientos que hicieron por mar los españoles desde fines del siglo XV. I. Viaje de Colón* BAE. LXXV 1954. Doc. No. XLV. p. 338-342. 338b.)
53. 異教徒と異端に対する掟の区別。
54. ここでも判るように、ラス・カサスは、インディオは改宗すれば、イスパニア国王に臣従すると極めて楽観的な主張をしている。この点ではラス・カサスは中世的な“神聖ローマ・インディオ帝国”の観念から脱却していない。しかし、重要なのは一般論として彼が被征服民族の自治権を承認していることで、この考えはのちにさらに発展させられ、イスパニア国王がインディアスを正当に支配するにはインディオとの政治協約が必要であるとされる。(参照：Ramón Jesús Queraltó-Moreno, *op. cit.*, pp. 232-244.)
55. Arthur Helps, *The Spanish Conquest in America and its relation to the History of Slavery and to the Government of Colonies*, New York. 1966. Vol. 4. p. 224. (Reprint 版)
56. Real Cédula a Fray Bernardino de Arévalo (17 de enero de 1551) Cit. por Lino Gómez Canedo, *Evangelización y Conquista, experiencia franciscana en Hispanoamérica*, México. 1977. pp. 235-236.
57. Vicente B. de Heredia, *art. cit.*, pp. 188-189.
58. “Postreras apuntamientos que dio Sepúlveda en la congregación” Miércoles, XII de abril, 1551. (*Fray Bartolomé de Las Casas, Tratado de*

- Indias y el Dr. Sepúlveda* Caracas. 1962. Doc. No. 3. pp. 29-31.)
59. この文書は一般に『イスパニアのカトリック両王及びその後継者に対し、インディアスを征服し、かの蛮人を平定し、しかるのちに彼らをキリスト教に帰依せしめ、両王の支配と法に服せしめる権限を委ねたローマ教皇アレクサンダー六世の大勅書及び教書を軽視もしくはそれに異を唱える人々への反論』  
*Contra los que menosprecian o contradicen la bulla y decreto del Papa Alexandro sexto en que da facultad a los Reyes Cathólicos de España y los successores y exhorta que hagan la conquista de Indias subiectando primeamente aquellos bárbaros y después reduziéndolos a la religión christiana y los somete a su imperio e jurisdicción.* と呼ばれる短いもの (3 folios) である。
60. Juan Manzano y Manzano, *La incorporación de las Indias a la corona de Castilla* Madrid. 1948. p. 178.
61. 現存するのは、セプールベダの次の報告のみである。  
  - *Proposiciones temerarias*, *op. cit.* ([註2] 参照)
  - *Carta a Martin de Oliva*, (1<sup>o</sup> de octubre de 1551) [ Angel Losada, *Epistolario de Juan Ginés de Sepúlveda (selección)*. Madrid. 1966. Carta 42. pp. 155-160. 所収]
62. ドミンゴ・デ・ソト, バルトロメー・カランサについては, 次の作品を参照。  
P. Venancio D. Carro, .O.P., *Domingo de Soto y su doctrina jurídica*, Madrid. 1944.  
José Ignacio Tellechea Idigoras, *El Arzobispo Carranza y su tiempo*, I. II. Madrid. 1968.  
尚, バリャドリッド論戦とサラマンカ学派との関係については, 次の作品が優れている。  
Luciano Pereña Vicente, *Misión de España en América 1540-1560*, Madrid. 1956.
63. *Proposiciones temerarias* p. 546 Carta 42. p. 160.
64. “judicarunt expeditiones, quas vulgo conquistas dicimus, iniquas esse illicitas et injustas, atque ideo in posterum omnino prohibendas. De assignationibus vero, quas vulgo appellamus repartimientos, nihil decreverunt. Durabat enim rebellio quorundam tyranorum in peruranis regnis, tumultuabanturque aliæ provintiæ.” (Las Casas, *Summa quaestionis ad bellum barbaricum*. Fabié, A. Ma., *Vida y escritos ... op. cit.*, Apéndice XXIV. p. 541.)
65. Vicente B. de Heredia, *art. cit.*, p. 191.
66. 拙稿, 前掲論文「バルトロメー・デ・ラス・カサス(5)」
67. Henry Raup Wagner, *The Life and Writings of Bartolomé de Las Casas* Albuquerque. 1967. pp. 178-182.
68. 『第二のデモクラテス』を最初に刊行したのは M. Menéndez Pelayo で, 1892年のことである。(Lewis Hanke, *Aristotle and the American Indians A Study in Race Prejudice in the Modern World*, Indiana. 1959. Chapter

IV. Note 5. p. 136.)

69. J. B. Morrall, *Political Thought in Mediaval Times* Hutchinson London. 1958. (邦訳『中世の政治思想』柴田平三郎訳 未来社 1975. p. 114)
70. John Maior, Bernardino de Arévalo. Vicente Paletino de Curzola等。セプルーベダ自身は, *Apologia* で次の人物が自説を支持したと述べている。  
: Fernando Valdés (セビーリャ大司教), Pedro de Soto (国王付聴罪師), Juan Egidio (サラマンカ大・神学教授) Luis Carvajal (フランシスコ会・アンダルシア管区長), Miguel de Arcos (ドミニコ会・アンダルシア管区長) etc. (*Apologia* pp. 78-82.)
71. 例えば, 1556年5月13日に発布されたペルー副王宛の訓令では, 宗教的目的が何よりも優先されており, インディオの自発的な改宗を実現するよう命じている。(Richard Konetzke, *Colección de Documentos Inéditos para la Historia de la Formación Social de Hispanoamérica*. 1493-1810, Vol. 1 (1493-1592) Madrid. 1953. Doc. 242 pp. 340-360.
72. この点については次の作品が詳しい。  
Venancio Diego Carro, O.P., *La teología y los teólogos-juristas españoles ante la Conquista de América*, Salamanca. 1951. Caps. IV-VIII.
73. Ramón Menéndez Pidal, Prólogo a *Recopilación de Leyes de los Reynos de las Indias*. Madrid. 1973. (復刻版) Tomo I. p. 7.
74. Henri Baudet, *Paradise on Earth, Some Thoughts on European Images of Non European Man*. Yale University Press 1965. p. 31.